

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策補助金(臨時交付金)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対して補助金を交付することで負担軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供体制の確保とサービス利用料等への負担転嫁の軽減を図ることを目的とする。 ②補助金 ③ ○基本条件 ・食費・居住費(光熱水費等):令和2年度介護サービス施設・事業所調査における1人/日あたりの平均値を採用 ・物価上昇率:13.5%…① ※令和2年規準消費者物価指数_令和8年5月分〔統計局〕 ・補助対象期間:6ヶ月…② ※県の算定期間と同期間 ・補填率:1/3…③ ※物価上昇による負担に対し、県・市・事業者3者が負担するものと仮定。 ・居住費標準負担額改定額:1人あたり60円/日…④ 【入所事業所Ⅰ(定員19人以下)】 ※算定基礎人数はグループホーム(介護)の運営基準における定員上限値(18人) 1人/月あたりの食費・居住費(光熱水費等):1,940円/日×18人×30日=1,047,600円/月 物価高騰による負担増加額:1,047,600円/月×①=141,426円/月 標準負担額改定に伴う軽減額:④×18人×30日=32,400円/月 支援金単価/事業所:(141,426円/月-32,400円/月)×②×③=218,052円≒200,000円(10万円未満切り捨て)…⑤ 【入所事業所Ⅱ(定員20人以上、49人以下)】※算定基礎人数は40人 1人/月あたりの食費・居住費(光熱水費等):1,940円/日×40人×30日=2,328,000円/月 物価高騰による負担増加額:2,328,000円/月×①=314,280円/月 標準負担額改定に伴う軽減額:④×40人×30日=72,000円/月 支援金単価/事業所:(314,280円/月-72,000円/月)×②×③=484,560円≒400,000円(10万円未満切り捨て)…⑥ 【入所事業所Ⅲ(定員50人以上、99人以下)】※算定基礎人数は60人 1人/月あたりの食費・居住費(光熱水費等):1,940円/日×60人×30日=3,492,000円/月 物価高騰による負担増加額:3,492,000円/月×①=471,420円/月 標準負担額改定に伴う軽減額:④×50人×30日=90,000円/月 支援金単価/事業所:(471,420円/月-90,000円/月)×②×③=762,840円≒700,000円(10万円未満切り捨て)…⑦ 【入所事業所Ⅳ(定員100人以上)】※算定基礎人数は120人 1人/月あたりの食費・居住費(光熱水費等):1,940円/日×120人×30日=6,984,000円/月 物価高騰による負担増加額:6,984,000円/月×①=942,840円/月 標準負担額改定に伴う軽減額:④×100人×30日=180,000円/月 支援金単価/事業所:(942,840円/月-180,000円/月)×②×③=1,525,680円≒1,500,000円(10万円未満切り捨て)…⑧ 【通所事業所】※算定基礎人数は職員人員基準における利用者数の下限値(15人) 1人/月あたりの食費・居住費(光熱水費等):978円/日×15人×30日=440,100円/月 物価高騰による負担増加額:440,100円/月×①=59,413円/月 支援金単価/事業所:59,413円/月×②×③=118,826円≒100,000円(1万円未満切り捨て)…⑨ 【訪問系】※算定基礎人数は、定員の規定がないことから、通所事業所と同数に設定(15人) 1月あたりの事業所の居住費(光熱水費等):498円×15人×30日=224,100円/月 物価高騰による負担増加額:224,100円/月×①=30,253円/月 支援金単価/事業所:30,253円/月×②×③=60,506円≒60,000円(1万円未満切り捨て) ④ 《交付対象》 ・令和8年7月1日(以下「基準日」という)時点において、北上市内に所在する施設・事業所等を運営している法人等。 ・基準日において事業の実態がある(事業を実施している)こと。 ・申請日において事業継続の意思があること。 《対象施設等》施設要件については②を参照願います。 入所施設Ⅰ37、入所施設Ⅱ12、入所施設Ⅲ8、入所施設Ⅳ2、通所施設69、訪問施設74	R8.7	R8.10
2	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業資材価格高騰緊急対策費補助金(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受けた事業実施主体が、令和8年4月から令和8年9月までの間に購入した農業資材について、購入実績額に価格上昇率30%を乗じた額の1/4を補助し、物価高騰の中においても安定的な事業実施に資することを目的とする。 ②補助金 ③補助上限4,500円/10a(=450円/a)に対象面積を乗じて、事業費を算出した。 450円×24,502a=11,025,900円 ④農業協同組合、農業法人、3戸以上の農業者で組織する農業者グループ、集落営農組織	R8.7	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

[illegible]